

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

埼玉県教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 5 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	県立杉戸農業高等学校	680 名	74 名
2	県立新座高等学校	569 名	47 名
3	県立大宮工業高等学校	753 名	78 名
4	県立吹上秋桜高等学校	538 名	62 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本県では、高等学校における特別支援教育を推進するために、平成 22～24 年度には、特別支援教育体制整備事業において、県内の東西南北各地区から 1 校ずつモデル校を指定し、発達障害に関する理解の推進、特別支援学校のセンター的機能の活用、専門家の活用について研究してきた。平成 25 年度には、高等学校拠点校巡回支援事業において、県内 17 高等学校に専門家（心理の専門職又は大学関係者）を派遣し、専門家の指導・助言を生かしながら生徒の教育的ニーズに応じた支援の充実に取り組んできた。

しかし、高等学校における発達障害を含む特別な教育的ニーズに応じた支援の充実を図るためには、支援の必要な生徒の情報の共有化と組織的な対応、実態に即した適切な支援、わかりやすく理解しやすい授業の実践、生徒、保護者との合意形成による個別的教育支援計画及び個別の指導計画に基づいた指導が必要である。

そこで、高等学校における特別支援教育を推進するとともに、生徒、保護者との合意形成の下、生徒の教育的ニーズに応じた支援の充実を目指した。これまでも特別支援教育の推進に取り組んできた高等学校の中から、合理的配慮に関する取組と成果が期待できる県内の東西南北各地区から 1 校、計 4 校の高等学校（普通科高等学校 1 校、専門学科高等学校 2 校、単位制高等学校 1 校）をモデルスクールに指定した。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

県教育委員会は、モデル事業連絡会を年 3 回開催した。モデルスクールの進捗状況や合理的配慮協力員の活用について共有することで、今後の研究への各高等学校の相乗効果を図るようにした。また、モデル高等学校ごとに合理的配慮協力員を月 4 回程

度（年間 35 回程度）定期的に派遣し、各モデル高等学校の研究の方向性や支援について、指導や助言を受けられるようにした。また、モデル高等学校へのセンター的機能を推進するため、県が連絡調整を行い、特別支援学校を研究協力校に指定した。県特別支援教育課指導主事も、合理的配慮協力員に年 10 回程度同行し、モデルスクールの取組を把握するとともに、研究の方向性について指導や助言を行った。

各モデル高等学校によって得られた成果については、成果発表会を開催するとともに、高等学校に報告書を配布することで、各モデル高等学校の取組と合理的配慮に関する事例について伝達し、高等学校における特別支援教育を推進した。

【モデルスクールとして行った取組】

モデルスクールでは、生徒の教育的ニーズに応える高等学校として、合理的配慮を図るために以下のような取組を行った。

（１）校内委員会の機能強化

管理職・特別支援教育コーディネーター・保健主事・教務部代表・生徒指導部代表・各学年代表・養護教諭等で構成された校内委員会を定期的に開催した。全体研修会の企画をはじめ、校内委員会におけるケース会議も行い、生徒の情報を共有しながら合理的配慮協力員の指導や助言による具体的な支援策について検討した。

（２）特別支援教育に関する教員の理解を推進する研修会の実施

モデルスクールでは、合理的配慮協力員による全体研修会を年間 2 回開催し、特別支援教育に関する教員の理解を深めている。ブレインストーミング法による事例研修会では、教育的ニーズのある生徒に対して、管理職を含む教員集団でアイデアを出し合い、生徒理解を深めながら支援について検討した。

（３）実態把握と個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

モデルスクールでは、中学校や保護者の情報、実態把握調査票、個人面談、授業観察から、支援が必要な生徒を共有した。保護者、生徒との面談で合意形成を図った上で心理検査を実施し、合理的配慮協力員の指導や助言を生かしながら個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、教員の共通理解の下、生徒に対して支援した。

（４）取り出しによる個別の支援の実践

合理的配慮協力員と共に取り出しによる個別の指導の運営について検討した。取り出しによる個別の支援であるため、生徒の自尊心とプライバシーへの配慮や授業に支障がない放課後や長期休業に教室で実施した。対象とする生徒は、学校生活上対人関係領域でのつまずきが疑われる生徒、学習に課題が見られる生徒、集団内の支援だけでは十分な支援を提供できない生徒とした。コミュニケーションや行動を改善するプログラムの提供、メモ帳を活用したスケジュール管理、進路の実現に向けた課題を解決する取組を実践した。

(5) 外部機関との連携の充実

支援の必要な生徒の実態に応じて、外部機関（医療、福祉、特別支援学校）と連携を行った。特に医療機関と連携を進める時には、保護者との面談を実施し合意形成を図った上で、生徒の支援に関わる必要な情報を学校全体で共有し、校内支援チーム（管理職・学年主任・担任・養護教諭・関係職員など）が中心となって生徒の支援に取り組んだ。また、特別支援学校のセンター的機能を活用して、本人、保護者との合意形成を得た上で、手帳取得など行政・医療機関等からの支援についても説明する機会を設けた。

3. 成果及び課題

(1) 成果

合理的配慮協力員が配置されたことで、教員が必要なときに専門的な指導・助言を受けることができたことから、生徒へのより適切な支援が実践され生徒の主体的な活動を促すことができた。

合理的配慮協力員を講師とした研修会を実施し、教員の特別支援教育に関する理解を深めるとともに、ブレインストーミング法による事例研修会を通して、支援が必要な生徒に対するより具体的に適切な支援を検討することができた。校内委員会を中心に支援体制作りができたことで、組織を生かした生徒への支援を実践することができた。

生徒への支援を進める時には、生徒や保護者との面談を実施し合意形成を図った上で、合理的配慮協力員と連携し、諸検査、授業観察、保護者、中学校、教員からの情報を基に、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し指導することができた。特に、取り出しによる個別の指導では、学習の課題や対人関係を円滑にするコミュニケーションの課題を克服する支援など、合理的配慮協力員と教員が連携して取り組むことができた。また、生徒の実態に応じて、医療、福祉、特別支援学校との連携した取組も行うことができた。特に、医療機関と連携を進める時には、合意形成を図ることはもちろんであり、必要な情報を学校全体で共有し、組織で生徒の支援に取り組むことができた。

(2) 課題

生徒が学習や生活上の課題を克服し、主体的に学校生活を過ごすことができるようになるには、合理的配慮協力員の指導や助言を生かした支援を組織的に行う必要がある。

そのためには、学級全体がわかりやすく理解しやすい授業づくり、集団内における個別の支援の充実、集団内の指導だけでは十分ではない生徒への取り出しによる個別の指導を一層充実していくことが課題である。

課題を解決するために、教員の授業の指導力の向上はもちろんであるが、生徒、保護者からの相談に対する適切な支援を行うことができる教員の指導力の向上を図るための取組も充実しながら合理的配慮の実践を積み重ねていきたい。

さらに、モデルスクールでの取組や成果について、県内高等学校に発信し、全ての高等学校における特別支援教育の充実も進めていきたい。